

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正（案）」に対する  
意見募集の結果について

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正（案）」について、令和3年1月29日から令和3年2月28日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計3者から御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

御意見の全文は財務省地下1階閲覧窓口において閲覧に供します。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	0者
○ F A Xによるもの	0者
○ インターネットによるもの	3者
合 計	3者

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方  
(別紙参照)

## 御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

今回の「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正（案）」の内容に関するもの以外の御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類業組合等における理事会の 手続整備についての御意見	<p>今回の改正案に賛成の意を表します。</p> <p>理事会については「電磁的方法により理事会の議決に加わる」ことが認められておらず、理事や酒造組合が情報技術の恩恵を受けられないばかりか、議場への移動や会議室で新型コロナウイルスに感染するリスクが高まるという不都合が起きています。早急に電磁的方法による理事会の議決を認めることを望みます。</p> <p>書面による議決権行使については、理事に議場に臨むことなく議案に対する自身の意思表示をする機会を与えるものですから、改正案に賛成です。</p>	本改正に賛成の御意見として承ります。
	<p>理事会開催にあたり 昨今のコロナ禍の中での開催の危険性を認識すると、安全性を確保する意味においてとても良い事だと思います（理事の高齢化など）。</p> <p>理事会会場費や交通費等の費用面においても良いと思います。</p>	本改正に賛成の御意見として承ります。
	適切な記録・議事録の作成が行われ、理事等による確認が可能なのであれば、特段に反対は無い。	本改正について、御理解いただいたものと承ります。